

つくば市スポーツ協会剣道部規約

第一章 総則

第1条 本会は、つくば市スポーツ協会剣道部と称し、事務所をつくば市スポーツ協会内に置く。

第二章 目的及び事業

第2条 本会は、つくば市の剣道の振興発展を期すると共に会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 稽古会・研修視察等
- 2 大会・講習会等の開催
- 3 会員相互の親睦
- 4 その他、必要な事項

第三章 組織

第4条 本会は、剣道愛好者と剣道の振興・発展に理解のある者をもって、組織する。

第四章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1 部長 1名
- 2 副部長 6名
- 3 理事長 1名
- 4 理事（各団体・各地区若干名）
- 5 監事 2名
- 6 幹事長 1名
- 7 幹事 6名
- 8 会計 2名

第6条 部長・副部長及び監事は理事会において選出する。部長は、本会を代表し会務を総理する。

副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときはこれを代理する。

監事は、会計を監査する。

第7条 理事長は、理事の互選による。理事長は会務を執行する。

理事は、会務の執行を補佐する。

第8条 幹事長は、幹事の互選による。幹事長は会務を処理する。

第9条 幹事は、部長が委嘱する。幹事は会務の処理を補佐する。

第10条 会計は、部長が委嘱する。会計は、本会の一切の会計を処理する。

第11条 顧問は、部長が推薦し、理事会において承認を得る。

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第五章 会議

第13条 本会の会議は、理事会・役員会とする。理事会は年1回開催し、当日の出席者全員で構成する。役員会は、必要に応じて部長がこれを招集する。

第14条 理事会は、規約の改正・改廃、予算・決算、事業計画の承認をする。

第15条 役員会は、本会の目的を達成するために必要と認めた事項を審議する。

第六章 会計

第16条 本会の会費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 部員の会費
- (2) 補助金
- (3) 寄附金
- (4) その他の収入

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

付則

この規約は、平成3年4月1日よりこれを施行する。

この規約は、平成8年5月12日よりこれを施行する。

この規約は、平成9年5月31日よりこれを施行する。

この規約は、平成18年4月16日よりこれを施行する。

この規約は、令和3年4月1日よりこれを施行する。